

平成29年度第2回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	(1) 茅ヶ崎市ケアセンター（茅ヶ崎市松林ケアセンター、茅ヶ崎市元町ケアセンター、茅ヶ崎市萩園ケアセンター）の指定管理者応募に係る募集要項について (2) その他
日時	平成29年8月22日（火） 午後2時00分 開会 午後3時20分 閉会
場所	市役所分庁舎5階 E会議室
出席者氏名	藏田幸三委員長・山本裕子副委員長・池澤龍三委員・池内忠弘委員・篠原徳守臨時委員 (事務局) 事務局10名 秋元企画部長、青柳行政改革推進室長、安西室長補佐、渡邊副主査、土井主任 (関係課・高齢福祉介護課) 重田高齢福祉介護課長、松尾担当主査、宇田川担当主査、木内主事、水島主事
資料	平成29年度第2回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会次第 資料1 茅ヶ崎市松林ケアセンター指定管理者募集要項（案） 資料2 茅ヶ崎市元町ケアセンター指定管理者募集要項（案） 資料3 茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者募集要項（案） 参考資料一式（1～6）
会議の公開・非公開	非公開
傍聴者数	なし
非公開の理由	行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報のため。（茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号）

(開会)

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

皆様、こんにちは。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ございます。

それでは定刻となりましたので平成29年度第2回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、行政改革推進室長の青柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名及び臨時委員1名のうち現在5名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

それではまず、議題に入ります前に委嘱式に入らせていただきます。指定管理者選定等委員会の委員名簿につきましては、本日机上に配布させていただいておりますとおり、全部で4名となります。また、今回の議題であります茅ヶ崎市ケアセンターの指定管理者の選定にあたり、臨時委員1名を置くこととしております。

本来、市長から委嘱状を交付させていただくところではありますが、本日所要のため欠席でございますため、企画部長より委嘱状を交付させていただきますので自席にて委嘱状をお受け取りください。

【企画部長より篠原委員へ委嘱状授与】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

それでは、本日より出席いただいております臨時委員の篠原様より一言ご挨拶お願いいたします。

【篠原臨時委員あいさつ】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

ありがとうございました。

続きまして、本日ご出席いただいております委員及び事務局の紹介をさせていただきます。

【委員及び事務局職員紹介】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

続きまして、議題に移る前に配布資料の確認をお願いいたします。

【配布資料確認】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

続きまして、議題に入ります前に前回の会議でお諮りさせていただいておりますが、本委員会の公開・非公開について、今後公募型プロポーザルにて指定管理者を募集する「茅ヶ崎市ケアセンターの募集要項」に関する議論であり、市の内部情報にあたるため、非公開とさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、藏田委員長をお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。

事務局から話のあったとおり、本会議は非公開となりますのでよろしくお願いいたします。

最初に議事録署名人を指名させていただきます。

審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するということでございますので、名簿順で池内委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(池内委員)

了解いたしました。

(藏田委員長)

それでは、池内委員をお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、はじめに議題1「茅ヶ崎市ケアセンターの指定管理者応募に係る募集要項について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

それでは、松林ケアセンター、元町ケアセンター及び萩園ケアセンターの指定管理者応募に係る募集要項(案)についての説明をいたします。

まず、説明に入る前に資料の訂正が3箇所ございます。訂正させていただきます資料につきましては、資料3「茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者募集要項(案)」でござい

ます。2ページの2「設置目的」をご覧ください。「ケアセンターは、介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため設置された施設です。」とありますが、「・・・図るため」の語句の後の行がずれてしまっておりますので、行ずれについて修正をさせていただきます。続きまして、同じく資料3「茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者募集要項（案）」の別紙5の「茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者指定申請提出書類様式集」です。項番8の書類で、第5号様式の「納税義務がない旨の申立書」及び第6号様式「労働保険・健康保険・厚生年金の加入の必要がないことについての申出書」です。いずれも中ほどの申請にあたる文言の中で施設名称が記載されておりますが、本来は「萩園ケアセンター」と記載すべきところを「松林ケアセンター」と誤って記載しておりました。以上、この3箇所の訂正箇所につきましては、公募までに修正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

はじめに各施設の概要についてそれぞれ説明を行い、共通した項目については、資料3「茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者募集要項（案）」を代表として説明をさせていただきます。

ケアセンターは、茅ヶ崎市ケアセンター条例第2条にありますとおり、介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的として、茅ヶ崎市内（松林・元町・萩園）において3施設設置しております。詳細については、後ほど説明いたしますが、基本的な業務としては、通所介護事業、第1号通所事業等のケアセンターの運営に関する業務です。指定管理者の業務としましては、茅ヶ崎市ケアセンター条例第6条により、9条に定められた利用者に対する入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、その他の便宜の供与に関する業務に加え、ケアセンターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務となっております。

また、ケアセンターは、介護報酬及びサービス利用者の利用料金をもって施設を管理運営することとし、市は指定管理料については支払いません。

それでは、これより松林ケアセンターについての説明をいたします。恐れ入りますが、資料1「茅ヶ崎市松林ケアセンター指定管理者募集要項（案）」の2ページをご覧ください。3「施設の概要」については、（1）開所は平成10年12月となっており、（2）所在地は、茅ヶ崎市松林三丁目9番28号、（3）構造は鉄筋コンクリート造地上4階建て、（5）延床面積はケアセンター分が714.59㎡でございます。（6）施設内容としては、1階に事務室、介護機器展示コーナー、相談コーナー、食堂、厨房、厨房検品室、日常動作訓練室、浴室、脱衣室、休養室、トイレ、更衣室、ロビー、2階に会議室、教育室、生活相談・団らん室、トイレがございます。（7）併設施設については、茅ヶ崎市営松林住宅（シルバーハウジング）を併設しております。

続きまして、元町ケアセンターについての説明をいたします。恐れ入りますが、資料2「茅ヶ崎市元町ケアセンター指定管理者募集要項（案）」の2ページをご覧ください。

3「施設の概要」については、（1）開所は平成13年12月となっており、（2）所在地は、茅ヶ崎市元町10番33号、（3）構造は鉄筋コンクリート造地上3階建て、（5）延床面積はケアセンター分が526.6㎡でございます。（6）施設内容としては、1階にケアセンター事務室、介護用品展示スペース、食堂、厨房、食品検品室、日常動作訓練室、浴室、トイレ、エントランスホール、介護者教育室・会議室、介護支援センター相談室、ケアセンター相談室がございます。（7）併設施設については、茅ヶ崎地区コミュニティセンター、子どもの家茅っ子を併設しております。

続きまして、萩園ケアセンターについての説明をいたします。恐れ入りますが、資料3「茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者募集要項（案）」の2ページをご覧ください。

3「施設の概要」については、（1）開所は平成13年12月となっており、（2）所在地は、茅ヶ崎市萩園1215番地4号、（3）構造は鉄筋コンクリート造地上3階建、（5）延床面積はケアセンター分が905㎡でございます。（6）施設内容としては、2階に事務室、介護用品展示スペース、食堂、厨房、日常動作訓練室、浴室、トイレ、介護相談室、相談室、3階に介護会議室、介護者教育室がございます。（7）併設施設としては、老人憩の家萩園いこいの里と萩園市民窓口センター、喫茶コーナーを併設しております。

ここから主に3施設共通した項目となります。

ケアセンターにつきましては、平成17年度より指定管理者制度を導入しており、現在に至るまで、「萩園ケアセンター」は「社会福祉法人翔の会」、「松林ケアセンター」は「社会福祉法人慶寿会」、「元町ケアセンター」は「社会福祉法人麗寿会」を指定管理者として指定しており、通所介護事業、介護予防通所介護事業、第1号通所事業等のケアセンターの運営に関する業務及び建物の維持管理業務について安定した業務を行っております。

なお、平成29年度のみ非公募とし、各ケアセンターの指定管理者としてそれまでの指定管理者を指定いたしました。理由としましては、平成26年に行われた介護保険法の改正に伴い、本市においては平成29年4月1日より、茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、それまでの介護予防通所介護が第1号通所事業（現行相当のサービスと緩和した基準によるサービス）に移行され、新たに始まる第1号通所事業については、市内の事業者にとっても新たな試みでありました。したがって、最初の1年間においては、市の施設にて、それまで指定管理者として業務を行ってきた法人が指定管理者の業務に加えて実施をすることにより、安定したサービスの提供が期待でき、市内の他の事業者を牽引できることが想定されたため、平成28年度までの各ケアセンターの管理運営の実績を

踏まえ、指定をしました。

再度、資料3「茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者募集要項（案）」の2ページをご覧下さい。続きまして、4「休館日及び開館時間」については、「茅ヶ崎市ケアセンター条例」に基づく部分を記載しております。

続きまして、3ページの5「指定管理者が行う業務」については、（1）運営に関する業務から（5）その他の業務までの5項目としており、詳細については、要項の後ろページに付属しております、別紙2「茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者管理運営の基準」でお示ししております。

なお、5「指定管理者が行う業務」のうち、施設の特性に応じ3施設で異なる箇所が主に2つあります。

1つ目は、保守管理業務の附属設備等の保守管理のうち、萩園ケアセンターは「昇降機設備保守点検業務」、萩園ケアセンター及び元町ケアセンターは「太陽光発電装置保守点検業務」、松林ケアセンターは、「緊急通報装置保守点検業務」が含まれていることです。また、2つ目は、松林ケアセンターにおいて、指定管理業務とは別に市と契約をし、行っていたく市委託業務として、転倒予防教室事業、高齢者住宅生活援助員（LSA）派遣事業、市営松林住宅管理運営事業、松林ケアセンター及び市営住宅屋外管理業務が含まれていることです。

続きまして、4ページの6「指定予定期間」については、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間としております。7「経費に関する事項」については、先ほど冒頭にて説明をさせていただきましたが、記載のとおり、指定管理者は、介護報酬及びサービス利用者の利用料金をもって施設を運営することとし、市は指定管理料については支払わないものとします。（2）施設等の修繕費の負担区分については、施設の維持管理等にかかる修繕は、指定管理者の裁量で行い、指定管理者の費用負担とし、1件で20万円以上の修繕については市と協議することとします。こちらにつきましては、平成29年度から10万円から20万円へと引き上げております。

8「指定管理者の募集に関する事項」については、（1）応募資格としてアからサまでの11項目を記載しております。（2）募集要項の配布については、期間を9月1日から9月29日までとし、高齢福祉介護課窓口及びホームページ上で配布をいたします。

続きまして、5ページの（3）応募者説明会については、本募集に応募を希望する場合には参加を必須としており、9月6日までに申し込みをしていただき、9月7日に実施いたします。（4）質問の受付については、9月7日から9月13日までとし、回答については、9月15日までを予定しております。（5）応募書類の提出については、9月19日から9月29日までとしております。また、才提出書類については、要項の後ろのページに別紙5「茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者指定申請提出書類様式集」がついてお

ります。別紙5の各書式については、指定管理者制度導入に関する基本的な考え方に定められている、施設運営に必要な能力を評価する事項から、危機管理や自主事業などの提案を求める事項に関しての様式がございます。

続いて、6ページ(6)提案を求める事項について、今回の募集にあたり、介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることという施設の設置目的を基本とし、次の3点について提案をしていただきたいと思いますと考えております。ア「広報及び情報提供について」、イ「自主事業について」、ウ「市民の利便性の向上等につながる取組みについて」です。まず、ア「広報及び情報提供について」は、市の施設として地域に開かれた施設であるべきであることから、実施可能な効果的な広報に関する具体的な方法や利用者だけでなく、地域住民への適切な情報提供の工夫等を提案していただきたいと思いますと考えております。2つ目です。イ「自主事業について」は、地域の福祉向上を図るべく、地域の特色を生かした事業や新たな参加者を見込める工夫や世代間交流を図る事業等を提案していただきたいと思いますと考えております。3つ目のウ「市民の利便性の向上等につながる取組みについて」は、多様化する市民ニーズや老朽化する施設の現状等を踏まえ、職員の意識向上、市民である利用者の利便性向上、施設の付加価値の向上につながる取組みを提案していただきたいと思いますと考えております。

恐れ入りますが、要項の後ろのページに付属しております、別紙7「茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者選定審査評価表」をご覧ください。こちらが、今回委員の皆様へ評価をお願いする評価表の案となっております、先ほど説明いたしました、提案を求める事項については、資料の裏面の7「広報及び情報提供について」、8「自主事業について」、9「市民の利便性の向上等につながる取組みについて」において、施設独自の評価項目として設定しております。

再度、資料3「茅ヶ崎市萩園ケアセンター指定管理者募集要項(案)」の7ページをご覧ください。続きまして、9「指定管理者の選定及び指定に関する事項」については、応募書類に基づく書類審査、面接審査を行い、書類審査60点満点、面接審査40点満点で合計100点満点の総合評価点といたします。総合評価点の合計が60点以上で、かつ最も得点の高い者を候補者、2番目に得点の高い者を候補者の次点者として選定いたします。

これにより、選定された団体については、本年12月の市議会定例会におきまして、議案として上程し、議決後に指定管理者として指定する予定となっております。

以上雑駁ではございますが、募集要項(案)について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。議題1について、ご意見・ご質問があればお願いたします。

(藏田委員長)

それでは、まずはじめに入口論として29年度非公募とされた理由をもう一度ご説明をお願いします。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

非公募としました理由としましては、平成26年に行われました介護保険法の改正に伴い、本市におきましては、平成29年4月1日より茅ヶ崎市介護予防日常生活支援・総合事業に移行し、それまでの介護予防通所介護が第1号通所介護に移行されました。このため、新たに始まる第1号通所事業につきましては、市内の事業者にとっても新たな試みでございました。従いまして最初の1年間においては新しい制度が始まるということで、市の施設にて指定管理者として業務を行っておりますそれまでの法人で指定管理者の業務に加えて実施をすることにより安定したサービス提供が期待でき、市内のその他事業者も牽引できることが想定されたところによるものです。

(藏田委員長)

では、今この段階で来年度以降の指定管理者を募集するわけですが、今回非公募で選定されて業務を行っている団体が不公平に有利にならないように、地域の他の事業所や地域外の事業所においても参加しうるとすれば、そこについてしっかり情報提供するなりしないと今の事業所が非公募で選ばれていて、その中で得られた情報に基づいての提案を有利に評価するという事は必ずしも適切でないと思います。最後に説明のあった地域の牽引役としての事業者からの情報提供、もしくは担当課を通じて市から適正な形での情報提供をするということについて何らかの手当てをしているのでしょうか。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ありがとうございます。

まず、現在の指定管理者に関しましては、指定管理を受けているということで、新たな事業の分を率先してやっていただきたいという思いから、1年間の非公募という取扱いでございました。ただ、総合事業という新しい市全体の制度については、現在の指定管理者のみならず、全介護事業者につきましても、同様の情報提供をしているところでもあり、この総合事業の部分に限った形の点数化等を今回の部分では想定していないところでございます。

(藏田委員長)

となると、最初の非公募にした理由と、その点は矛盾しないですか。

(事務局) (重田高齢福祉介護課長)

私からお答えさせていただきます。

今、宇田川から話がありましたとおり、今回、介護保険法が改正になりまして、平成29年4月1日から介護認定を受けている方、要支援と要介護の度合いがありますけれども、その中で要支援1、2の方の通所介護、また訪問介護が、今までの国基準の決まった介護報酬という形ではなく、緩和されたサービスの部分につきましては、市独自で単価を決めていくことになっております。また、サービス内容につきましても、市の関与が増えていきますので、その事業を行う指定事業者につきましても、茅ヶ崎市が指定をしていくという形に大きく変わるところでございました。

28年度から29年度に変わるところで、1つは、新しいサービスを始めるには、指定を受けるという必要がございましたが、事業者の動向がなかなか見極められず、市のほうの指定管理の中で事業を行っていただいているこの3つの事業者につきましては、まず、率先的にこの指定を受けていただいて、その中で、サービスの低下がないようにということで、まずはお願いをした点がまず1点。

また、そのような中で、総合事業をどのような形で運用していくかということも、ヒアリングなどの期待ができるだろうということで、29年度1年間に限って、非公募で現在受けている事業者さんのほうに指定管理のほうをお願いしたという経緯でございます。

(藏田委員長)

なので、指摘のポイントは、そういうふうを選ぶことについては政策的によろしいかと思うのですが、今回は公募でありますので、公募ということは、政策的な目的の中でその3者を選んだということにしろ、その中で得られた知見などについて、今、担当の宇田川さんがおっしゃったとおり、どの事業者でも変わらないということなのかどうか確認、確認をさせていただかないといけないと思います。

というのは、要項や基準というものは統一的に、ある程度、一般性、汎用性のあるものになっているかと思いますが、当然、そういう政策的な意向を持って事業者の選定をして、まさに市と一体となってさまざまな、茅ヶ崎らしいやり方をこれまで苦労してやってこられたと思うので、そういったものを仮に今の事業者がそのまま引き継がれるのであれば問題ないけれども、仮に新たな事業者が参入されることを考えたときには、これまで半年間ぐらいの中でどのようなやりとりがあり、どのような検討があったのかということは、しっかりと残していき、オープンにしていけないと、他の事業者からすれば参入の障壁になるかもしれませんし、その点については、宇田川さんがおっしゃったよ

うに、一応、様式、要件的には共通ですということでも果たして足りるのかどうか。その点については、一定、何らかの対応をしたほうがよろしいのではないかなと思いました。

(事務局) (重田高齢福祉介護課長)

各事業者さんには、指定を受けている中での話をいろいろと聞いたところでありますけれども、そういうものを、例えば、参加者の説明会の中で、来た方に、1年間こういうことをやってきて、その中でこういうことが1つ、各事業者さんから挙げられていますといった情報提供というような形でもよろしいのでしょうか。

(藏田委員長)

そうですね。そういうことを共通に情報提供しないと公平な審査ができないと思います。それがどういう形で提供されるのかは別ですけれども、市と事業者とのやりとりというのは、来年度以降の指定管理を受けるに当たっての重要な知見だと思いますので、その点をしっかりとご説明されたほうがいいのではないかと思います。

(事務局) (重田高齢福祉介護課長)

先ほど宇田川が申し上げましたのは、制度の中で、茅ヶ崎市において、指定を受けているサービスについて指定の要項や事業内容については、一律ということでありますけれども、実際に市のほうでヒアリングした内容のところの説明は、何らかの形を検討いたします。

(藏田委員長)

ほかにいかがでしょう。山本委員、お願いします。

(山本副委員長)

私のほうからは、今まで管理していたところは、皆さん社会福祉法人でありましたけれども、今回の募集要項に関しましては、応募資格が団体ということで、特に社福ですとか、その辺の指定は何もないということでしょうか。団体であれば、どんな形でも応募可能であり、例えば、株式会社であったり、あるいはNPO法人であったり、そういう形でも応募可能ということでしょうか。今回の募集要項については、そういう形で団体ということで幅広くなりまして、提出書類の中に、別紙の5の「公の施設の指定管理業務の実績報告書」があります。よく指定管理の場合には、必ず今までそういったことを公の施設でしたことがあれば、それをつけてくださいということで提出書類に入れてはいますが、今回、かなり広い意味での募集の対象になりますので、公の施設の実績報告書だけではなく

て、できれば、指定管理という建物の管理の方も出していただくとして、やっていただく介護事業の部分、こちらのことの実績があるのかどうか、やっているのであれば、どういう形で運営されているのか。それを見たいと思います。建物の管理も必要だけれど、それ以外に一番大事なのはケアセンターですので、皆さんも介護事業に関して、今までどういふことをやってきたのか、あるいは、もしかしたら実績のない方も応募するかもしれませんが。しかしながら、今回の提出書類については、そういう実績があったかどうかを判断するための書類が抜けていると思います。そのため、今回、ここに公の施設の実績報告書はありますけれども、それ以外に、このケアセンターで要求する業務、特に介護保険関係のそういった形での実績、どちらかでデイケア施設をやっていたとか、そういったものをやっていたら、その実績を提出していただくものというのを、この提出書類の中に追加していただいて、では、今、実際にどこかで運営しているのであれば、その運営施設の実績、要は、ここでやっていますというものだけではなくて、やっていた業務内容がわかるようなものをつけていただいたほうが、より判断するときの指標になるのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ありがとうございます。こちら、様式につきまして、委員ご指摘のとおり、今の状況を踏まえまして、行政改革推進室のほうと調整をしまして、実績報告書の追加等の検討をしたいと思います。

(山本副委員長)

あと、できれば、評価表にも、要は、公の施設の管理に関する評価というだけではなくて、もし施設を運営していることがあれば、それも評価できるような、何か評価の視点も入れていただければと思います。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ありがとうございます。そちらにつきましても、併せて行政改革推進室と調整させていただきたいと思います。

(事務局) (重田高齢福祉介護課長)

私のほうから1点、補足という形で説明をさせていただきたいと思います。

先ほど委員のほうから、団体というところでNPO法人ですとかいろいろな団体というところをお話しいただいたのですが、ケアセンターにおいては、茅ヶ崎市ケアセンター条例がもともとございます。その中の第5条で指定管理者の指定ということで、制限

が幾つかかかってございまして、例えば、介護保険法の事業を行っているものであること
ですとか、幾つかこのところで指定管理者の指定の条件というところがございまして、
必ずしも誰でもということはないのですけれども、NPO法人ですとか、ここに書かれて
おります条件に合った方が応募という形になりますので、一応その点だけ補足の説明をさ
せていただきたいと思います。

(山本副委員長)

介護保険法の事業、通所サービスをNPO法人でやっているところも実際あると思いま
す。なので、やはりかなり幅は広いのではないかなと感じますけれどもいかがでしょうか。

(事務局) (重田高齢福祉介護課長)

おっしゃるとおり幅は広いのですけれども、一応、どんなNPO法人でもという話では
なくて、介護保険法上の業務を行っているですとか、そういうところの団体さんが応募と
いう形になります。

(藏田委員長)

議事進行上の確認ですが、今の修正点を最終的には確認する、というような形でいいで
しょうか。というのは、今出たような、例えば様式5の実績のところについて、介護サー
ビス、いわゆる指定管理としての維持管理の実績だけでなく、山本委員からご指摘のあ
った、サービス事業についての実績も追加しますということについて、最終的に会議の最
後の段階で、これとこれについては修正をしますという確認が必要ですよね。

(事務局) (安西室長補佐)

そのとおりです。

(藏田委員長)

わかりました。では、今、山本委員からご指摘いただいたものについては、様式の修正
については、実績の部分を、同種の公の施設の維持管理だけでなく、介護サービス事業
に関する実績についても、記載する形でよろしいですか。施設のほうの様式は3年以内な
ので、3年以内で実績を書くということの修正を入れるということでもよろしいですかね。

2点目の要件については、今、たしか、趣旨のところに書いてあるとおり、ケアセンタ
ーの条例に基づいてということなので、その枠組みの中での募集要項ですから、そこに書
いてあるものの枠がはまった上での選定であるということで、これについては修正なしと
いうことでいいですか。

1点1点確認していったほうがいいかなと思いました。
では、ほかに。池内委員、お願いします。

(池内委員)

今のことに関連しないか、するかという部分で、それぞれ資料1、資料2の最後の別紙8というのに備品一覧というのが出ているんですね。今度、公募ですから、従来の人が見るなら、わかっているからいいということなんですけれども、例えば、松林のケアセンターでの備品の数というのは、松林にあるのはこれだけですよというのに7点。

次に、例えば、元町ですと、1ページ以上にわたって並んで結構多いんです。こういうデータというか、備品がどういうものがあるかというのを全然わからずに公募しますと、従来からやっている人はわかっていますから、それで判断していくでしょうけれども、新規に募集する人は、どんな備品があるのかわからないという状況になるのはちょっと問題じゃないかなと思ったので、ちょっと質問させていただきたいのですけれども、素人なので、この程度あれば大丈夫なのか、この程度の内容で本当にいいのだろうか。3センターとも別紙8ですか、ちょっと見ていただきたいんです。松林以外は細かく書いておられるので、相当丁寧に出しておられるかなと思ったのですけれども、松林の場合は、一式だとか、そういう書き方ですから、公募しようとする側にとっては、本当にどんなものがあるんだろうということにならないかなというのがちょっと疑問に思いましたので、見解を伺いたいと思います。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ありがとうございます。ご質問のほうの回答をさせていただきたいと思います。

現状、備品一覧のほうは、各施設によりまして、当初、市のほうで開設に当たりまして購入したものが前提の基本になってくるところでございます。それ以外に、5万円以上の部分に関しまして、市で購入したものにしましては、備品として備品台帳という形で市の中で登録をしているものでございます。

ご指摘いただきました、これだけで果たして事足りるのかどうか。そういったところの部分に関しましては、現状、確かにこの状況、これはあくまで市の登録の備品ではございますので、参考という形でございますが、9月7日に行います説明会の中、また、もう一つは、質問の期間の部分で、この実態の部分に関しましては、例えば説明会の中で質問等の部分に関しましても触れる等させていただきまして、施設の現状のほうを丁寧に伝えていくつもりでございます。

(池内委員)

応募するのに差が出るのではないかなと。

(藏田委員長)

一般的には、施設関係のものは見てみないとわからないので、説明会のときに現場説明というか、現指定管理者じゃないと施設の中は入れませんので、通常であれば、他のこういう施設系のもので大きなものについては、特に厨房施設なんかは、その状況とか規模によってかなり違うのかもしれないので、それがスケジュール的に難しければ、写真であるとか、現状だと、平面図ぐらいしかないの、それだと提案をするにしても、市の求める提案にしっかりと答えられるような提案をつくるのに苦労されるかなと思うので、その点は、池内委員のご質問を踏まえて、何か対応できる方法があれば、考えていただきたいと思います。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ありがとうございます。写真等の部分に関しましては、通常、施設のほうも巡回しているところがございますので、そういった部分を含めて対応していきたいと思います。

(篠原委員)

指定管理者、今回、スタートするよという事で、今までやっているところもみんなそれぞれ頑張ってやっていたかなというふうに思います。今、災害時の対応等についても、各自治会なり、地区のコミュニティが、防災訓練だとか、いろいろな形で取り組んでいるので、もし災害が起きると、ケアセンターにいる人たちについても、日中や何かのときには、相当近所の人のお助けをもらわなければならないだろうというふうな気もするので、そんなときは、訓練をやるときには参加をしていくようなこともぜひ提案をしていただきたい。通常は、そこにいる人たちも我々も、頻繁に見たりはしますが、実際に訓練をやる時になると、自治会やまちぢから協議会でやるよ、全体でやるよという時に、連絡がっていないこともあるのかもしれませんが、大体、同じ茅ヶ崎で、茅ヶ崎コミセンの中にはまちぢから協議会の事務局もあります。情報はいろいろ得られるのかなと思うので、ぜひ参加するような方向で、顔の見える関係づくりをしておいたほうが、いざというときは非常にいいのかなという感じもします。応募するときには、今までこんなふうに来てきて、その部分で不足があれば、もうちょっとこういう点は力を入れるよという事で、それぞれ相当いろいろな角度では一生懸命やってもらっているの、現状報告してもらえれば、外れることはないのかなと思います。ぜひそんな形がとれたらいいかなというふうに思います。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ありがとうございます。今、現状の部分に関しましては、ケアセンターのほう、3施設とも福祉避難施設という位置づけでもございまして、こういった位置づけの中で従事をしていただいているところでございますが、今、委員ご指摘の部分に関しまして、説明会の中でも触れていきまして、今、ケアセンターの要項の部分ですと、ケアセンターは何をやっている場所なんだろうとか、そういったところを地域のために知ってもらおうというところの方向に力が入ってしまっているところもありましたので、外からの情報も取り入れて運営をしていただくというところにつきましてもお願いをする流れで、説明会でも触れさせていただきたいと思います。

(池澤委員)

ソフト論の話が多いので、私のほうからハード論を少し質問したいのですけれども、説明をいただいたように、平成13年とか10年とかの開所ということは、そのころの建築物だということに理解してよろしいんですかね。そうすると、ちょうど建物が15～6年たってくるころになると、まず、これから4年間指定管理等々になると、15年から20年といった建物は、一番大規模改修工事とか、1回目の大きなメンテナンスを必要とする時期にちょうど差しかかると思います。そうした中で、先ほど説明のあった、施設等の修繕の負担額が、1件、前回10万だったのが20万円に修繕は指定管理者のほうでお願いしますというふうに変更になっているのですけれども、10万円から20万円になった根拠というか、理由を、あるいは、それは他の市が出されている指定管理者の基本的な考え方としては、そういうふうに変更になっているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ありがとうございます。今、委員ご指摘の部分でございまして、まず、他市、小田原市とか近隣市の部分でございまして、そういったところに関しましての修繕という考え方として、私が調べた限りでは、金額的な部分というのはなく、基本、市と協議するという形の文言しか見当たらないところでございまして、茅ヶ崎市のほうは、当初から、こういったケアセンターと、あと、高齢福祉介護課のほうの所管ですと、老人憩の家というところもございまして、その管理の中で1件10万円という部分を超えると、市と協議ということがずっとございました。ただ、昨年の非公募の選定の中で指定管理といえども、例えば指定管理料が発生してなく、かつ、賃料とかも発生していないという状況の指定でございまして、例えば、売上、収益の部分に関して、何か修繕に回せないか等のご指摘が昨年の非公募の選定の際にあったというところもありまして、施設自身が老朽化とい

うところを踏まえまして、経年劣化等の部分に関しましては、少なからず、少し負担を多くしてもらおうという流れがありまして、事業者さんとの話も含めた形で引き上げをしたという経緯を私のほうは聞いてございます。

現状の部分に関しましては、大規模な改修工事等に関しましては、市の施設ということをごさしまして、建築課のほうが所管になりますけれども、予防保全工事という、外壁の部分ですとか、ボイラーの取り替えですとか、金額的に、例えば1,000万ですとか、そういったかかる分に関しましては市のほうで行っているところでございます。

あと、現状、1件20万以上は協議という形の部分ではあるんですけれども、私たちのほうの視点の中では、収益の中でそのまま、ただで場所を借りて運営をしているという状況ですから、基本的には、売上の部分で地域の福祉に貢献ですとか、例えば修繕費に回していただくですとか、そういう考えが通常で言えば、一番いい形、理想の形なのかなと担当としても思っています。そういった考えの中で、少なからず、昨年度の選考以降、今年度に入ってから、事業者さんとのいろいろな情報のやりとりの中では、修繕等に関しては、やはりこれは経年のものであるとか、そういう理解が昨年度の選定委員会の中では理解が深められまして、20万以上ということだとえあったとしても、それが一概に市と協議で、市のほうでもってよとか、そういうふうな話ではなくなっている現状はあります。

逆に言うと、そういったところも非公募であったのですけれども、若干期待してしまう、期待しなければいけない。やはり公の施設の部分を使って営業していて収益を得ている。今回の部分で自主事業の中の部分でも3つの提案のウに、利用者の利便性の部分がありますけれども、こちらは、利用者の方の利便性というところに関しては、多岐にわたるような視点をごさしまして、その中の1つが、例えば修繕であったり、あとは、職員の対応だったり、そういったところも広くあるのですけれども、そういう意識的なところも含めた、市の公の施設を使ってこの事業を展開しているんだというところを皆さんが理解していただいて、展開していただくということの期待を込めまして書かせていただきました。

ちょっと脱線してしまいましたが、修繕に関しては、そういう形で協議をしながら、一応、1件20万円以上は協議ということではございますけれども、中の話の中では、事業者さんのほうのご理解によって、予防的な修繕も含めて率先してやっていただくというふうな流れをとりたいのと、とっていただきたいという期待を込めて、ここに書かせていただいているところでございます。

(池澤委員)

質問させていただいたのは、先ほど言われたように、建物を基本的に長寿命化させていく一つのコツとすると、全てを予防保全でいくわけではなくて、事後保全等もやらなければいけないといったときに、事後保全的なもので20万円が結構ふえてきているのかなと

一瞬思ったので、大事なことは、先ほど言われているように、市と指定管理者のパートナーシップを組んで保全をやっていくということが、市にとっては非常に大事であるので、今言われたように、審査とか評価をしていくときに、機械的にできる施設の管理、例えば、4で言う、施設管理に関する評価とかもしなければいけなかったりとか、後で質問しようと思いますけれども、市民の利便性向上のための提案についても、ここも施設管理に関するようなことも少し出てくるような意味合いがあったので、20万というのは結構な数字であると思ったので質問させていただきました。

あと、流れで、ちょっと教えていただきたいのですけれども、参考資料7を見ていくと、各施設によって、例えば支出額のほうの修繕費というところに、例えば元町ケアセンターだと、平均して修繕工事請負額が44万2,000円だったり、松林さんは一桁違って963万だったり、あるいは萩園さんは120万だったりと、かなり差があるんですけれども、これは一体どういう差なのでしょう。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ご質問いただきまして、ありがとうございます。こちらのほうの書式に関しましては、実はケアセンターのほうはかなり特殊な指定管理の施設ということでございまして、私も施設所管課のほうでは、純粋に支出をしていただいた修繕料等を抽出をしていただくというところをまずお願いをしてきたところでございます。ただ、この表のつくりが、市から支出した修繕料と、例えば、先ほどの予防保全の部分がございまして、そういったところを出してきた数字にプラスするという仕組みのものでございまして、結果的に先ほどの予防保全工事を、外壁等やって2,000万近くかかったものというのは、そのまま市の支出をここに出してきた数字に足しているというところでございまして、施設の全体としてはこれだけかかっているという形でございますので、持っていらっしゃる法人さんのほうで幾らというところでは、一概に言えないところの表でございます。わかりにくい点がありまして、申しわけございません。

(池澤委員)

わかりました。

後々、収支計画等から、施設改善、努力していますか、みたいな評価をしなければいけないときに、こういった工事費にかなり差があると、何をもって頑張ったと評価できないなと一瞬思ったのでお伺いしました。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

あと、公の施設の部分ですと、今はこういうルールがあって、数字ができていくところ

でございますけれども、私どものほうでは、年間の部分では事業報告をいただく中では、現状は修繕履歴等、こちらの記録の意味も含めてですけれども、出していただくような形で、各施設ごとの修繕履歴と金額も含めてしっかり把握していくような形の部分をやってございます。

(池澤委員)

わかりました。以上です。

(藏田委員長)

こちら辺の情報提供も何らかが必要です。提出される参考資料としての公共施設白書に基づく収支以外のその内訳は、受託者以外わからないので、実際、これをまっさらなところで提案するところからすれば、今、池澤委員がおっしゃったように、驚くような数字かもしれないし、その点はしっかりと、その分、公平性を担保する意味でも、実際に今回の指定管理者が負担したものと、市が負担しているものを分けた数字を出さないと、事業計画を出せないと思いますので、それはご留意いただければと思います。

ほかにもございますでしょうか。

今の池澤委員のご指摘と関連してというか、同じことをお聞きしようと思っていました。ご説明を聞いてわかったのですけれども、「老朽化を踏まえ」と書いてあるところはそういう意味だったのかと、今、回答を聞きながら思ったのですが、おそらくこれは事業者の方にはわからないと思います。わからないと思いますので、それは少し修正をされたほうがいいかなと思います。今の募集要項の提案事業のウを読んでも、そういうものを一生懸命頑張ったり、利便性を高めるために、施設的なもの、ハード的なものも自主的な努力として何らかの改善なりをしていくということは、おそらく今のところは読み取れないと思うので、もしそれを政策的に求められるのであれば、これは3施設共通だと思いますけれども、書きかえたほうがよいかなと思いました。

(事務局) (重田高齢福祉介護課長)

今の(6)の提案を求める事項のウの部分ですけれども、この書き方については内部でもいろいろ意見が出まして、あまりにもストレート過ぎる部分といたしますか。あまり修繕というか、そういうところを全面的に出し過ぎるのもどうなのかという内部のほうでも話がありまして、実は今、委員皆さんおっしゃられたように、裏にはそういうところがあるんだけれども、あまりストレートに出し過ぎてもどうだろうかというところで、今、この書き方ということで落ち着いた経緯がございます。その点のところは、恐れ入ります、逆にいかがなものかということで、ご意見等をいただければと思います。

(藏田委員長)

ありがとうございます。

評価表の項目にも関連するのですが、事業収支計画として具体的にどういうふうに収入を上げて、どういうふうに支出をしていくのかということの様式で書いていただきますね。様式第2—3号様式として書いていただき、評価表を見ると、これは2項目しか評価できなくて、1項目は、実現可能な予算計画になっているか、2項目が経費の縮減を図る提案があるかと書いてあるわけですね。修繕について表立って出すのはあまり上品ではないかもしれませんが、必要であるならば、そこはしっかりと募集要項で書き込んでおかないと、評価する委員の立場としても、それを評価すべきなのか、しないべきなのかというところの差も出ますし、逆に言えば、3の(1)(2)以外、例えば追加として、施設修繕についての一定の支出を何らか積極的に考えているとかというようなことなどを項目として加えるなどが考えられるかな。それに合わせて、提案事業の中にも、これは委員会に対する質問でもあると同時に、それは市に対する質問でもあるんです。それが優先順位が高いものであれば、それを組み込んだ提案をしていただくように投げかけをしないと、読み取っていただくというのはなかなか難しいので、その点は明確に書いて、明確に評価したほうがいいと思います。その点は、もしそこを言う機会があるのであれば、そういうもので、それを評価することになれば、民間事業者は積極的にそれを提案しようとするので。じゃ、その提案を見て、この事業者さんは5ぐらいやってくれそうだな、この事業者さんは3ぐらいだなということが評価できるので、その点は募集要項の問いの中にも、要は提案いただきたい内容としても、また、評価項目としても、それを受ける形でセットで加えられたほうがよりよいのではないかなと思います。

(池澤委員)

そのとおりだと思います。あえて言うと、さっきの自主事業について求める提案で、例えば、新たな自主事業、参加者の内容が提出されているかという評価があったりとか、先ほどもあった、9番の3のほうでは、付加価値につながる対応を提出されているかとか、受け手のほうも、何をもち付加価値なのかがわからないという言い方は、逆に言うと、行政的には正しいのかもしれませんが、受け手側からすると非常にわかりづらいと思いますし、評価がみんなばらばらだということも不公平な感じがいたしますので、先ほど委員長が言われたような、一定のちゃんと明確な市の意向を示したほうが、わかりやすい表現となるので、お互いよいのではないかなと思います。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ありがとうございます。今、委員のご指摘いただきましたものを踏まえまして、行政改革推進室とも調整をさせていただきまして、文言等の修正をしたいと思います。ありがとうございます。

(藏田委員長)

念のために修正すべき箇所の確認ですけれども、提案事項のウのところ具体的に修繕を含めてというところを入れるというところをご検討いただければと。

あと、評価表を一回それで受ける形になっているかどうかがちょっと心配なんです。ここには入っていないです。もし、その点、評価、要は提案してもらいたいということであれば、評価表も出るわけなので、より明確にこういうことを評価するということを事業者さんに見てもらえるように、この中に加えるなりして明確化したほうがいいと。なので、募集要項のほうの提案事項のウの文言修正追加と、あわせて、それを受ける形で評価表のほうの項目を追加しないと間に合わないかなということ、それを追加していただくと思います。

ほかにございますでしょうか。

(篠原委員)

全体的には市の方針に出てくるので、あとは、先ほども出ました、自主事業でうちはこんなことをやっているよ。いろいろな施設では脳トレをやっていたり、足し算をやったり、掛け算をやったりしながら、できるだけ認知症が重くならないようなこともいろいろやられています。こういった自主事業をいろいろ取り入れてやっていく。それには、市の中でもボランティアさんはいっぱいいて、そういうところへまた要請があれば出向いていってもらうことも、お金をあまりかけなくてもできることがたくさんあると思うので、ぜひウエイトとしては、自主事業をやっていくかということも評価の高いポイントになってくると思います。修繕の問題はしようがないと思います。併設のものが多いので、何か建屋をどうすべきかという点については、併設している団体と話を一緒にして、市役所のほうへ請求というか、要望を出すような形になると思うので、本当にその施設の中で使っている小さいものの部分が、言ったら修繕ということになるのかと思います。

(藏田委員長)

ほかにございますでしょうか。

今、篠原委員がおっしゃったこととちょっと関連して、施設によっては附帯業務、附帯施設があるものがありますね。それについては、附帯する施設と連携したような取り組みをしていただくということを、指定管理の公募に当たっては評価すべきではないかなと

感じるんですが、そういうことについての何らかの記載なり、提案なりというのは、どういう形で、どこで受けるような形になっていますでしょうか。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ありがとうございます。基本的には、各施設が併設しているものがそれぞれ異なってくるところでございまして、例えばですけれども、元町のケアセンターですと、コミュニティセンターとの併設。これも昨年度の部分での非公募の選定の部分でも言われましたけれども、コミュニティセンターと協働ですとか、一緒にやっていく事業、そういったところは自主事業として入れていく、積極的なアプローチをしていて、例えば世代間交流も含めた形で地域に還元する。そういったところを挙げてくるところが評価に反映させるという考えでございます。

逆に、松林ケアセンターとかですと、市営住宅との併設というところではございまして、事務局のほうでは一緒に災害の防災訓練等を行っていただいたりというのはあるんですけれども、こちらはどちらかという消防の法律のもと、一緒にの建物として取り組んでいただく、そういったところの部分ですので、評価というところではなかなか難しいというところではございます。

(藏田委員長)

自主事業で読み込むということですね。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

はい。自主事業です。

(藏田委員長)

ほかにございますか。

ちょっと視点が違う質問になるかもしれませんが、関連しているんですが、事業収支の評価のところでは2項目、実現可能かと、経費節減ということが挙がっています。今の、他の附帯施設との連携であるとか、先ほど篠原委員がおっしゃった地域との連携であるとかというようなことを考えると、1つは、地域貢献なり、地域貢献にかかわる事業収入の中から、そこにどのくらいの費用を充てて取り組みをしていくのかというのは、明確にある面では評価したほうがよいのではないかなと。特に、社会福祉法人の地域貢献が言われるというか、明示される中で、具体的にそこにどのような取り組みを、取り組みをすることは書いてあるのですけれども、それが事業収支の中で一生懸命利用料を稼ぎますという努力と同時に、それを適切にしっかりと体制をつくってサービスを提供するだけ

でなく、先ほどの施設の修繕であるとか、地域との貢献であるとか、自主事業に対してどのぐらいの予算を見込んで取り組みを進めるのかというのは、今のところ、それを評価する項目がないんですね。こういうことをやりますということは書いてある。書くことはできると思うので、一生懸命取り組みますという提案については評価できるのですけれども、じゃ、具体的にそれってどれぐらい数量的に取り組みを、財源的にもそれに割いていくのかというあたりは、しっかりと明示をしていただいて、明示をしていただいたものを評価するという形にしたほうがいいのかなど。自主事業比率みたいなものかもしれませんけれども、具体的に地域貢献に対してどのぐらい費用を割いていく心づもりがあるのか、施設の修繕等についても、もちろん限界はあるものの、収入が達成されれば、このぐらいまでは一生懸命努力をして、地域の方々に気持ちよく使ってもらいたいと思いますというようなことを数字で示していただく必要があるのかなと思うので、その点は、収支の中の項目のところに、そういう項目を加える、加えたほうがよいかなど。経費節減だけではなくて、いただいた利用料の収入の中から、地域貢献や施設の修繕にもこのぐらい充てますといったようなものを事業計画の中に数字で表現していただいたほうが、評価する側としてははっきりと評価できるかと思えますけれども、その点、いかがでしょうか。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ありがとうございます。実は、事業計画書の3の収支計画についてというところの第2-3号様式でございますが、今ご指摘いただいた部分というのが、私たちの間でも、逆にこのぐらいの金額を割いて、こういった事業を展開しますというところを把握しておきたいというのがございます。今の状況の部分に関しましては、この表の下の方の矢印がありますけれども、事業計画書第2-1から第2-9号様式内に記載した提案内容については、当該内容を実施するものとして収支計画に組み込んでくださいというコメントだけは入れさせていただいているところでございます。

それとともに、説明会の部分に関しましても、今、委員長がおっしゃった内容は、こういった収支計画の中でも落とし込んでほしいということはお伝えしようと思っていたところでございます。

(藏田委員長)

指摘としては、そういったようなことを説明会で説明して、書いていただいても、今のところ、評価する項目がないということがポイントなんですね。ここに様式の2-3号様式にある収支計画の中で、市の趣旨を踏まえて、積極的に、施設修繕であるとか、地域貢献であるとかというものについていい提案をされる事業者さんと、あまりそうでない、通常どおりの型どおりのものを提案される団体さんと、評価したい気持ちはやまやまなん

ですけれども、評価項目としては2項目しかなくて、経費節減の努力が書いてあれば、それを評価する。実現可能なのであれば、それを評価するという以外、評価しようがないので、その点は何らかつくっておいたほうがよいのではないかという指摘です。

(事務局) (安西室長補佐)

今ご指摘いただいたご意見のところにつきましては、担当課から説明がありましたとおり、まず、収支計画の積算根拠については、提案いただいた内容についても捕捉したいという意図を既に反映してございますが、それとは別に、評価点の中にそれを具体的にどう組み込むかということについては、今後確かに検討の余地があるのかなと思っております。

ですので、提案する内容自体については、評価点の7、8、9のところ項目が別にございますので、例えばここは、先ほどお話のあった修繕のところをどう書くか、また、それをこちらで評価項目として加えるのであれば、こちらで読んでもいいのかなど。もろもろ視点はございますので、それら一体で検討をしたいと考えております。

(藏田委員長)

確認ですけれども、修繕のことと、地域貢献のこと、自主事業のことについては、提案を求め、評価項目のほうの項目を加えるなり、もしくは文言を加えるなりして対応する方向で検討するというところでよろしいでしょうか。

ほかにごございますでしょうか。

最後です。説明会ですけれども、募集の公募は9月1日からスタートで、申し込み6日で、7日の説明会に必須というのは、ちょっときついかなど。提出も持参でなければいけないというようなこともあるんですけども、少なくとも入り口論として、説明会を必須にするとするならば、少しスケジュール的には窮屈であり、もしくは、説明会の参加を必須としない。どちらか、その点、何か意見等がありましたらお聞かせください。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ありがとうございます。今回の公募の分に関しましては、こちらも他市の過去のいろいろな状況等も踏まえまして、近隣の市のほうでは、公募が開始後10日目に説明会等の実績等ございました。今回に関しましては、確かに10日より少ない状況ではございますけれども、老朽化も含めた形で、より細かい状況というのを把握していただいた上で提出していただきたい、申請を応募していただきたいというところの観点と、あとは会議室の状況等も踏まえて、こういった日程で落ち着いたところでございます。

あと、補足ですけれども、広報紙については、8月15日号に選定の部分で載っている

ところでございまして、こちらも近隣市等の状況からも、期間に関しては若干短いというところではあるかもしれませんが、ほぼ問題ない日程というところで今回落とし込んだ状況でございます。

(藏田委員長)

そういうスケジュールになったということについては説明を承りました。実際、これを公募としてやるということになるので、問題は、実務的にそういう事情だったのでこうでしたということの説明で、いろいろな多方面からの指摘の中で、公正な、幅広い公募を行われたのかどうかというところの視点がたぶん問われるところだと思います。ですので、今のご説明で承りましたけれども、果たしてそれで現事業者以外の事業者が参加する機会を十分保証できているのか。保証できているというか、そういうことが望ましいというか、他の事業者も含めて、広く民間の提案を求めましょうというのが公募のもともとの趣旨なので、その点から見たときに、果たして9月1日からスタート。あくまでもこれは正式には9月1日からの提示ですね。9月1日からの提示で、広報紙なりをご覧になれない事業者も当然手を挙げるわけですから、その中で、果たしてどうなのかというところについては、一定程度、もう少ししっかりと説明を考えておかれたほうがよいのかなという気はします。

特に、前段として非公募がありますので、そうすると、その期間が短いということについては、現事業者には有利に働くというふうに見られてもおかしくないところでもあるので、何らか、その点ではしっかりと説明を、今のご説明は承りましたけれども、いろいろご指摘があるかと思しますので、その点はしっかりと対応を考えられたほうが良いと思います。

(事務局) (高齢福祉介護課 宇田川担当主査)

ありがとうございます。

(藏田委員長)

ほかにございますでしょうか。

では、以上で質疑等出ましたので、最後に修正点を確認させていただきたいと思います。いろいろご指摘、説明等ございましたので、なるべくここでの質問、やりとりを踏まえて、説明会でのご説明であるとか、対応をいただければと思います。大きく修正を考える点としては、大きくは2つというふうにさせていただければと思います。

1つ目は、提案様式の第4号様式、実績について、今、現状、公の施設の指定管理、保守業務の実績になっているものを、介護サービス事業についての実績を過去3か年で入れ

るという点の修正を検討するということと、2点目は、修繕と地域貢献事業について、提案の募集要項のほうの文言と、評価表の項目、合わせて、組み合わせかもしれませんし、片方だけかもしれませんけれども、いずれかの形でそれが適正に読み取れるような形での修正を行うという、大きくはこの2点を踏まえての修正をお願いするということによろしいですね。

では、その大きい2点を踏まえての修正をお願いしたいと思います。いいでしょうか。

(事務局) (安西室長補佐)

その点について、さまざまなご意見を頂戴しまして、どうもありがとうございます。本日いただいたご意見につきましては、ただいま委員長から整理いただきましたとおり、単純にアという言葉をやに直すというような内容ではないレベルの修正だなと我々も認識しております。つきましては、9月1日からの募集要項の配布まで、さほど日数はないのですけれども、短期間にはなりますが、まず事務局のほうで内容の検討をした上で修正を行います。それを委員の皆様にも情報提供を含め、まずご覧いただきたいと思っておりますので、ご覧いただいて、意見があれば、例えば一両日中とかになってしまうかもしれませんが、お返事をいただくと。それを再度必要があれば反映するというようなスケジュールを9月1日までの間に組んでまいりたいと考えておりますので、おそらくは、第1報となる修正案については、たぶん今週中とかの早いタイミングになろうかと思っておりますので、その点、ご負担をおかけしますが、ご協力のほうをお願いしたいと思います。ご協力ありがとうございます。

もう一点、ご意見の中身に踏み込んだ部分の話ですけれども、池澤委員、藏田委員から頂戴した意見のうち、例の修繕の部分について、地域貢献の観点から事業者に協力を求めるという部分が、市の政策的な考え方であるのであれば、それは明確にすべきというところは、内容としてはおっしゃるとおりだと思います。高齢福祉介護課長のほうからも、それに伴うもともとの考えや経緯についてはご説明申し上げましたが、やはり1件20万円までは事業者がやっていただき、20万以上については市と協議というある意味前提がありながら、同時に、修繕の提案をしてくれというところを、それこそ何百万というような範囲のものも場合によったらあるかもしれないので、矛盾するのではないかというようなところが、我々も議論のポイントとしてもあったところでもあります。

なので、内容については、双方を満たすような文言を考えていくつもりではいるんですけれども、何か現時点で、今申し上げた点などを踏まえた上で、こういった視点で書いたらどうですかとか、もしそういう部分があれば、お知恵を拝借できればと考えて発言をさせていただきました。

(藏田委員長)

私の私見ですけれども、今ご説明いただいた20万以上は行政と協議した上でやる。それ以下については事業者の負担でやりますということと、それを上回る一生懸命稼いでいただいて、一生懸命事業をやっていただいて、その収入からより多くのものについて、ハード部分についても資源を投入するということについての矛盾という意味においては、私は矛盾はないかと思います。というのは、最初に担当課からご説明があったとおり、この事業全体のスキームとしては、指定管理料をお支払いしない、そのかわり無償で費用負担なく、そこにサービスを展開しているという、その事業の特性からして、それを内部留保して事業者がポケットに入れるという性格のものでは本来ないわけです。だとすれば、それを自主事業に、ハードに向けるのか、ソフトに向けるのかということの戦略なり提案であって、それについて、一方で20万円以上は市と協議して、公共負担をすることも選択肢として入るとということと、民間の事業者がその事業の中から得られたものをこういうことに投じることについての矛盾というのは、私がお聞きした印象としては、より積極的に民間事業者が、それでは地域の公共財産について寄附というか、どういう形になるのか、位置づけはちょっとわかりませんが、改善に向けて努力をし、そこに資源を投じるということについては、まさに市民サービスの向上という広い意味でのものに還元されるということだと思うので、矛盾はないのかなというふうには思います。

(池澤委員)

少し補足させていただくと、例えば、今回の評価の中で、施設管理にかかわる記録について考え方が提示されているかとかという表現もあるとおりに、お金の多寡で判断するだけではなくて、先ほどちょっと言われたように、市のほうと指定管理者のほうで情報をしっかり共有するという考え方をしっかりもった上で、予防保全につなげる一歩に、協議の中でしていきますよというような提案とかを本来求めていくべきだと思っているというのは視点としてありますので、単にお金だけで締めようというわけでは、私は、指定管理者の立場からすると、ここからお金については協議させていただくけれども、こういった情報があるとして、例えば入居者の方から、こういう危険性があるということが情報としてあったというのを、指定管理者だけが知っていて、市役所の建築部隊は知らないとなると、結局その後入居される方にとってはリスクが高まるということなので、そういったことを防いでいくことが、お互い、先ほども言っていたパートナーシップの考え方だろうと思います。そこら辺をよく強調していくような内容に、今すぐじゃなくても、今後、そういったものを市のほうとして情報をどういうふうに共有していこうかということを考えるきっかけになっていただければいいと思って発言したということなので、はっきり言うと、今すぐこの中でしっかりこれを直ささいということまでいかなかったとしても、私は結構だと思っています。

(事務局) (安西室長補佐)

どうもありがとうございました。非常に参考になりましたので、それらの内容をもとに検討させていただきます。ありがとうございました。

(藏田委員長)

以上のような内容と進め方を踏まえてご承認いただいたということによろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(藏田委員長)

それでは、これに基づいて進めていただければと思います。
次の議事に移りたいと思います。
議題の2、その他。事務局から何かございますでしょうか。

(事務局) (土井主任)

本日は貴重なご意見、どうもありがとうございました。
本日いただきましたケアセンターに関する次のステップにつきましては、スケジュールでございますが、10月19日の木曜日、14時から開始いたします。また、議題としては公募型プロポーザルに関する書類及び面接審査を行っていただく予定でございます。
また、次回の本委員会につきましては、9月25日月曜日の15時半から開始する予定でございます。臨時委員の篠原様以外の委員の皆様におかれましては、本日のケアセンターとは別の施設の指定管理者募集要項の審議を行っていただく予定でございます。こちらに関しまして、本日と同様、市の内部情報に当たるため、本委員会の公開・非公開については、非公開とさせていただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(事務局) (土井主任)

ありがとうございます。
また、今後の本委員会の詳細につきましては、後日改めて開催通知等にてご案内をさせていただきます。
本日ご持参いただきました参考1から4については、次回も本委員会で使用いたしますので、ご持参いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、本日、お車でお越しの方は、事務局にて確認印を押させていただきますので、委員会終了後にお声がけいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

(藏田委員長)

ありがとうございました。

今のことで何かございますでしょうか。

では、ないようでしたら、以上をもちまして、平成29年度第2回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 池内 忠弘